

### 保育指針改定の主なポイント

#### ○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

#### ○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料(保育要録)の送付・活用

#### ○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

#### ○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

#### ○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

### 改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 各自治体保育行政や関係機関への説明、小学校、保育士養成校などへの周知
- 保育所・幼稚園・小学校の連携事業等の充実
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定と計画的実施(平成20年～24年度)

## (2) 保育所保育の構造化と保育の質の向上

保育指針は、基準として規定する事項を基本的なものに限定し、内容の大綱化を図るとともに、各保育所の創意工夫を促している。また、第1章から第7章までの各章が関連し合い、全体として一貫性をもって保育の質の向上に資する内容となっている。

特に保育所の特性を踏まえ、全職員が保育所の保育について共通認識を持ち、計画に基づく実践を振り返り、保育を自己評価することの重要性について示している。このことは、児童福祉施設最低基準に基づく保育指針—保育課程の編成—指導計画の作成—保育の記録・自己評価—計画の見直し・保育の改善、または、保育の記録に基づく保育所児童保育要録の作成といった保育の一連の流れをとらえ、見通しをもって保育に取り組むことでもある。

保育指針では、保育所が保育の専門機関として常に保育の質の向上を図っていくことを求めるとともに、そのことがより保護者や地域社会に伝わるように、保育指針の構造化及び保育所保育の構造化を図ることを目指している。

こうしたことを踏まえ、各地域において、保育所における質の確保とその向上について特段の配慮をお願いしたい。